

志賀町
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

令和3年3月
志賀町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 障害福祉に関する制度・施策の変遷.....	4
6 本町の上位計画・その他福祉関連計画の整理.....	5
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	9
1 人口構造.....	9
2 障がい者の現状.....	11
3 障害福祉サービス等の利用状況.....	18
4 障がいのある児童・生徒の就学状況.....	37
5 保健・医療サービスの状況.....	39
6 障がい保健福祉関係施設等の整備状況.....	42
7 ヒアリング調査結果.....	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	49
1 計画の基本理念.....	49
2 障害福祉サービス等の基本的視点と確保策の基本的な考え方.....	50
3 サービスの体系.....	51
第4章 第6期障害福祉計画.....	52
1 令和5（2023）年度における成果目標.....	52
2 障害福祉サービスの見込量と確保策.....	61
3 地域生活支援事業の見込量と確保策.....	69
第5章 第2期障害児福祉計画.....	77
1 令和5（2023）年度における成果目標.....	77
2 障害児支援の見込量と確保策.....	80
第6章 計画の推進体制.....	84
1 計画の推進体制.....	84
2 きめ細やかな情報提供.....	84
3 障がい者等の参加.....	84
4 関係機関等との連携.....	84

5	庁内推進体制の整備.....	85
6	計画の進行管理.....	85
資料編.....		86
1	志賀町障害者計画策定委員会委員名簿.....	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

志賀町（以下、「本町」という。）では、平成30年度に「志賀町第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、様々な分野に及ぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その間、国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されるなど、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が進められています。

このような動向を踏まえながら、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指して、「志賀町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法で定める「障害福祉計画」、児童福祉法で定める「障害児福祉計画」を一体的に定めた計画となります。

■ 計画の性格

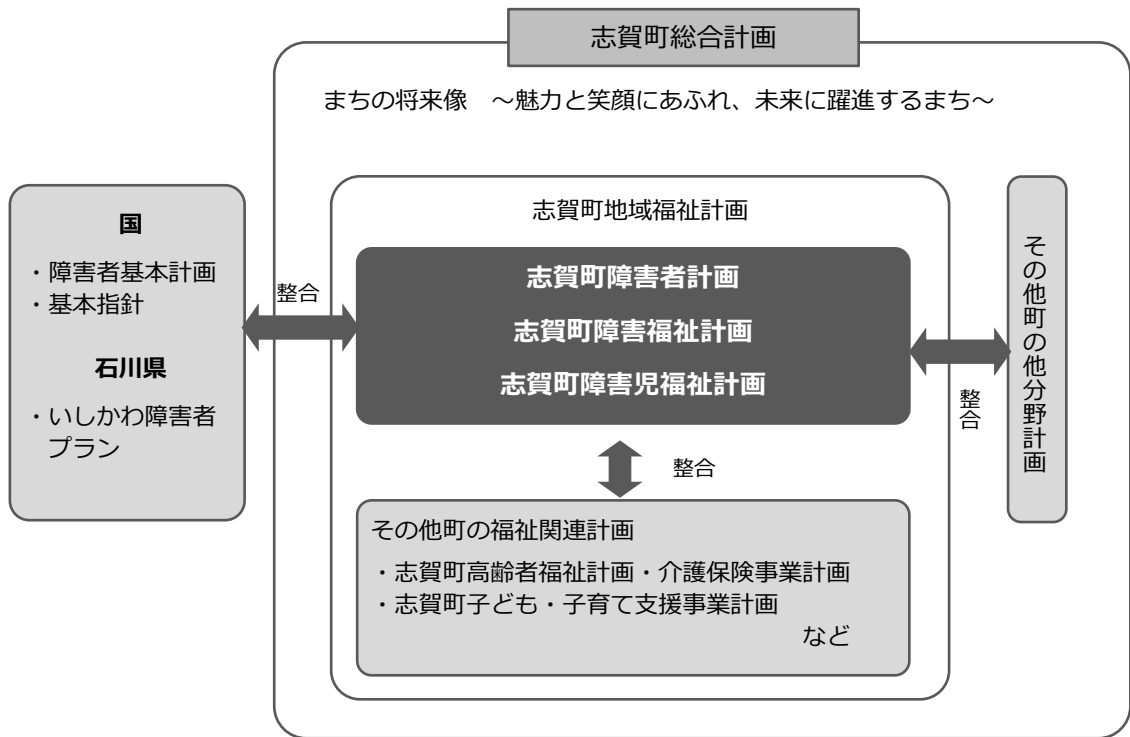
項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	3年	3年
備考	策定義務	策定義務

3 計画の位置づけ

本計画は、「志賀町総合計画」、「志賀町地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、本町における障がい者施策や障害福祉サービス、障がい児支援の拡充の方向性を定めるものです。

また、高齢福祉分野や子育て分野等の福祉関連計画や他の関連諸計画との整合性を保つ計画とします。

■ 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間に計画期間としています。社会情勢や町民ニーズの変化に応じ、計画期間内でも必要に応じて改訂することがあります。

■ 計画の期間

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
志賀町第5期障害福祉計画 (平成30～令和2年度)			志賀町第6期障害福祉計画 (令和3～令和5年度)		
志賀町第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			志賀町第2期障害児福祉計画 (令和3～令和5年度)		
志賀町第3次障害者計画 (平成30年～令和5年度)					

5 障害福祉に関する制度・施策の変遷

年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入	従来の措置制度から転換し、障害のある方の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
H18	障害者自立支援法施行	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行	教育基本法に障害のある方について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行	目的規定や障害者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行	障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲の拡大等が規定される。
H26	障害者権利条約批准	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	改正障害者雇用促進法施行	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが規定される。
	改正発達障害者支援法施行	国及び地方公共団体の責務として、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体の連携のもとに必要な相談体制の整備を行うこと等が規定される。
H30	第4次障害者基本計画	平成30～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	改正バリアフリー法施行	高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めることが国民の責務として規定される。
R1	改正障害者雇用促進法施行	短時間で働けることができる障害者を雇用する事業主に対する「特例給付金」の支給等が規定される。
R2	改正バリアフリー法施行	公共交通事業者等の施設設置管理者における取組の強化等が規定される。

6 本町の上位計画・その他福祉関連計画の整理

(1) 第2次志賀町総合計画

計画期間	平成29(2017)年度～令和8(2026)年度	
基本構想	将来像	「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」 ～定住と交流による、 ふるさとの誇りを次代へと引き継ぐまちづくり～
	基本方針 (関連項目概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●健康に暮らし続けることができるまちづくり 地域に根付いた保健・福祉・医療サービスの連携の強化とともに、健康づくり活動の推進や医療体制のさらなる充実を図ります。 また、高齢者や障害者の福祉体制の充実や活動支援を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ●安全で美しく住みよいまちづくり 自然災害への備えをはじめとした防災体制の充実や交通安全・防犯対策の徹底を図るとともに、道路や上下水道などの都市基盤の充実や公共交通のさらなる充実を図ります。
基本計画	障害者福祉の充実	<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する医療費の助成や扶養手当の支給など、経済的な支援を図るとともに、日常生活に関して、生活支援体制の構築や装具の給付など、様々な面からのサポートの充実を図ります。 ○障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各種サービスの充実や助成制度の充実を図ります。 ○日常的に生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、就労支援や社会参加の促進に取り組みます。 ○障害者福祉に関する計画の策定とともに、障害への理解を深めるための意識啓発（ノーマライゼーションや心のバリアフリー等）に取り組みます。 <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療事業 ・難聴児補聴器購入助成事業 ・遺児及び心身障害児扶養手当支給事業 ・障害者福祉タクシー助成事業 ・障害者自立支援給付事業 ・障害児通所支援事業 ・地域生活支援事業 ・障害者計画・障害福祉計画策定事業

(2) 第2次志賀町地域福祉計画

計画期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度
基本理念	地域の絆とふれあいを育み 誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまち
基本目標	1. 人々のつながりの中で支えあう地域づくり 2. 誰もが安全・安心・快適に暮らせる地域づくり 3. 安心できる福祉サービスの提供 4. 地域福祉の推進体制づくり
障がい者施策との つながり	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士の交流・ふれあいの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・文化やスポーツ活動、交流活動等への高齢者や障がいのある人の参加促進 ○地域の見守り活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な見守り活動の推進 ・見守りネットワークの構築 ○災害時の支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援 ・地域ぐるみの避難支援 ○安全・快適な生活環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化 ・良質な住宅の整備 ○外出・移動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの維持と運行体制の充実 ・外出支援の充実 ○介護予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の推進 ・介護予防施策の充実 ○健康づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・保健サービスの充実 ・健康づくりの推進 ・地域ぐるみの健康づくり ・地域医療の充実 ○適切な情報提供と相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への情報提供 ・情報の取得が困難な人への対応 ○虐待防止、社会的孤立者対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童、高齢者、障がい者、女性に対する虐待への対応

(3) 第7期志賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画期間	平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
基本理念	高齢者が生きがいをもち、 住み慣れた地域において安心して暮らせるまちづくり
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 2. 介護予防施策、認知症施策の推進 3. 地域ニーズに応じた介護サービスの適切な提供 4. 支え合いの仕組みづくり・体制づくり 5. 高齢者の自立支援と生きがいづくり
障がい者施策との つながり	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援、介護予防・重度化防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と要介護状態等の軽減、悪化の防止に資する質の高い介護サービスを目指した関係機関との連携 ・町民に対する「介護予防」に関する意識啓発 ・自主的に介護予防に取り組んでいる町民グループ(そくさい会)の育成や活動支援 ・誰もが参加しやすい介護予防の場づくり(地域サロン等)の推進 ・通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与促進 ・介護予防教室や予防事業への高齢者の参加推進 ○町民の健康づくり意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・町民の健康づくり活動の推進 ・町民の健康づくり意識の普及啓発 ○生活習慣病予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、特定保健指導の積極的な実施 ・高血圧と糖尿病に対する予防意識の啓発や予防方法の啓蒙 ○事前の防災対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者避難支援プラン」に基づく町民や関係機関との連携 ・高齢者施設等に対する防災計画や避難マニュアルの策定の推奨 ○避難施設のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設のバリアフリー化、視覚・聴覚障がい者への避難誘導の方法や設備の充実 ○住まいのバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅バリアフリー改修の推奨 ・町営住宅の改善工事(長寿命化工事、バリアフリー化) ○公共施設のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等における改修工事(出入口の段差解消、多目的トイレ、手すりなど) ・道路における快適な歩行空間づくり(段差解消、街路の緑化、障害物の除去など) ○コミュニティバスの利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスと路線バスの乗り継ぎシステムの調整 ・ユニバーサルデザイン仕様車両の導入検討 ・地域公共交通活性化協議会における効果的な交通手段の検討

(4) 第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度
基本理念	地域のぬくもりに抱かれて、 家族・子どもの笑顔の輪が広がる 志賀っこの郷
基本目標	1. 子ども・子育てを支えるまちづくり 2. 未来を担う人づくり 3. 子どもたちがたくましく、健やかに育つ環境づくり 4. 子どもが安全に育つ安心なまちづくり
障がい者施策との つながり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児施策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・全保育園における障がい児保育の実施 ・小中学校における特別支援教育の充実・推進 ・支援を必要としない児童・生徒自らが、支援を必要とする児童・生徒への対応を学ぶ環境づくりの推進 ・小中学校への支援員の配置及び支援員研修会の実施 ・気軽に幼児の発達相談ができる機会の充実 ・関係機関との連携による、早期発見と診断・治療、相談支援等の支援体制の充実 ・放課後等デイサービスの事業所確保及び障がい児と保護者のニーズに応じたサービス量の確保 ○安心して外出できる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路や公共施設等のバリアフリー化の推進 ○安全・安心なまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や警察、関係機関の協働による安全体制・防犯体制の強化 ○経済的な支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）のいる世帯等に対する保育料の減免

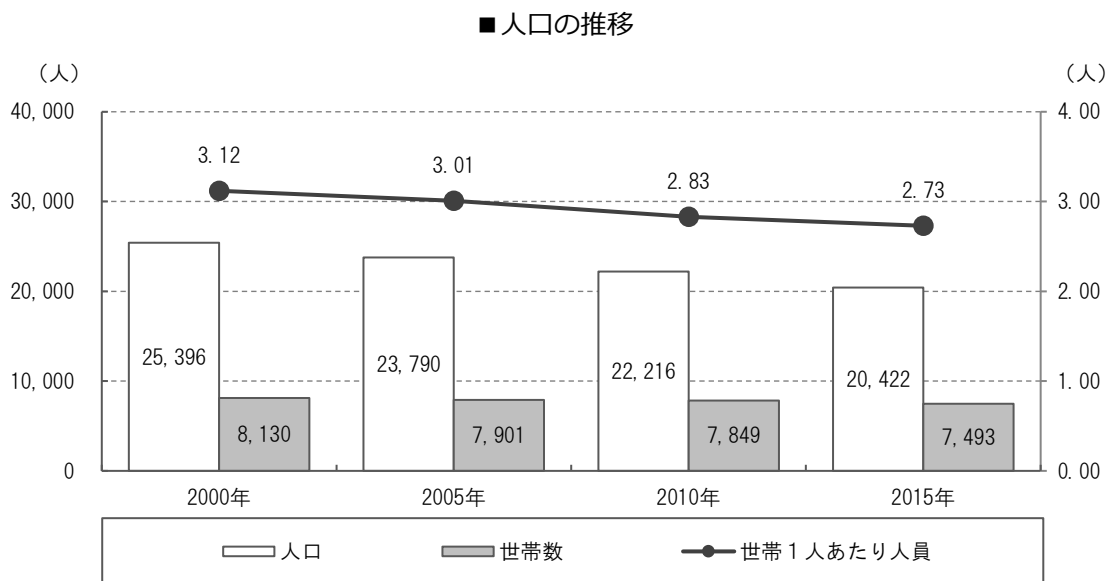
第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口構造

(1) 人口、世帯数の推移

本町の人口は年々減少しており、平成27(2015)年には20,422人となっています。また、世帯数においても年々減少しています。

1世帯当たり人員数は人口減少や核家族化の進行等により年々減少しており、平成27(2015)年には2.73人となっています。



資料: 国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口減少に伴い、年少人口や生産年齢人口は年々減少している一方で、高齢者人口は年々増加しており、平成27(2015)年には8,213人となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移

	単位	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
年少人口 (0~14歳)	人	3,258	2,796	2,402	2,073
生産年齢人口 (15~64歳)	人	15,201	13,586	12,233	10,136
高齢者人口 (65歳~)	人	6,937	7,408	7,576	8,213
合計	人	25,396	23,790	22,216	20,422

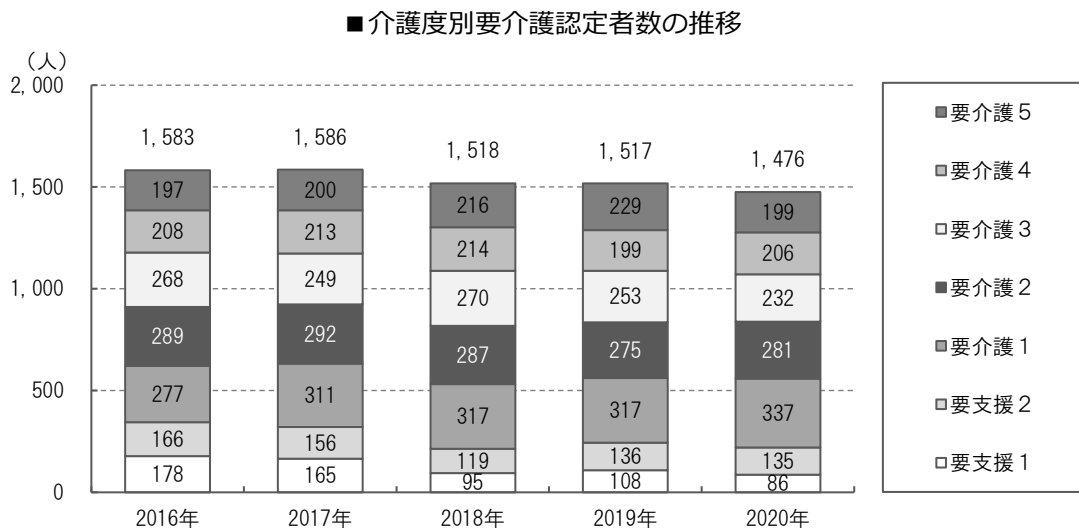
資料: 国勢調査

※合計には、年齢不詳者数を含む。

(3) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には1,476人となっています。

介護度別では、要支援認定者や要介護3が減少傾向となっている一方で、要介護1が増加傾向となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末日現在）

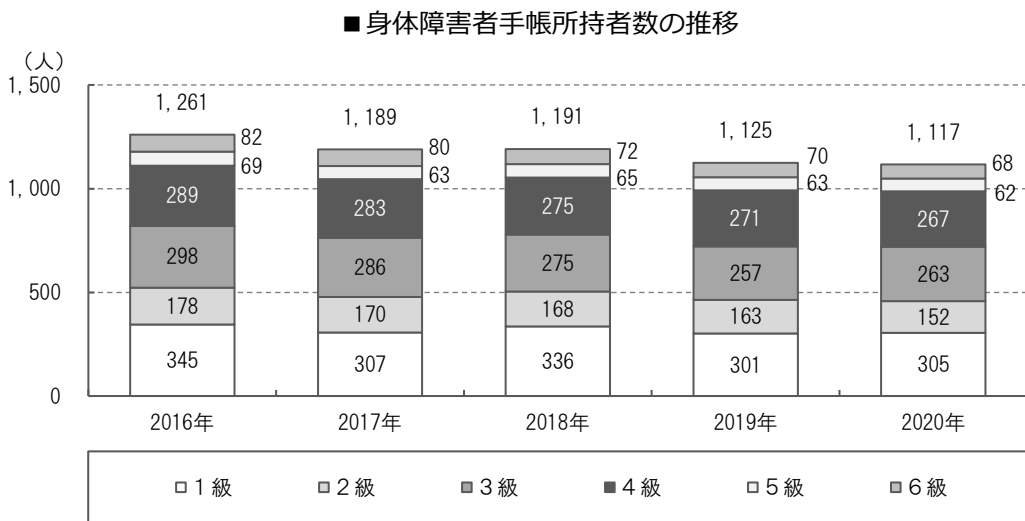
2 障がい者の現状

(1) 身体障がい者数

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には1,117人となっています。

程度別では、最も重度である「1級」が最も多く、令和2（2020）年は305人で全体の27.3%を占めています。



資料: 健康福祉課(各年3月末日)

■ 障がい程度等級表

身体障がい種別	等級
視覚障がい	1～6級
聴覚障がい	2～4級・6級
平衡機能障がい	3・5級
音声・言語・そしゃく機能障がい	3・4級
肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1～6級
肢体不自由（体幹）	1～3級・5級
内部障がい（心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい）	1～4級

② 程度・部位別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を部位別でみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚または平衡機能」となっています。

程度・部位別では、肢体不自由は「3級」が、内部障がいは「1級」が、聴覚または平衡機能は「6級」が最も多くなっています。

■程度・部位別身体障害者手帳所持者数の状況

	単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	人	104	109	173	172	52	24	634
内部障がい	人	185	7	60	66	0	0	318
聴覚または平衡機能	人	7	24	20	17	0	39	107
視覚障がい	人	9	12	3	8	10	5	47
音声・言語機能	人	0	0	7	4	0	0	11
合計	人	305	152	263	267	62	68	1,117

資料：健康福祉課(令和2年3月末日)

③ 程度・年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を年齢別でみると、「65歳以上」が最も多く、次いで「18～64歳」、「18歳未満」となっています。

程度・年齢別では、18歳未満・18～64歳は「1級」が、65歳以上は「4級」が最も多くなっています。

■程度・年齢別身体障害者手帳所持者数の状況

	単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	人	8	2	4	1	0	2	17
18～64歳	人	74	44	50	37	19	10	234
65歳以上	人	223	106	209	229	43	56	866
合計	人	305	152	263	267	62	68	1,117

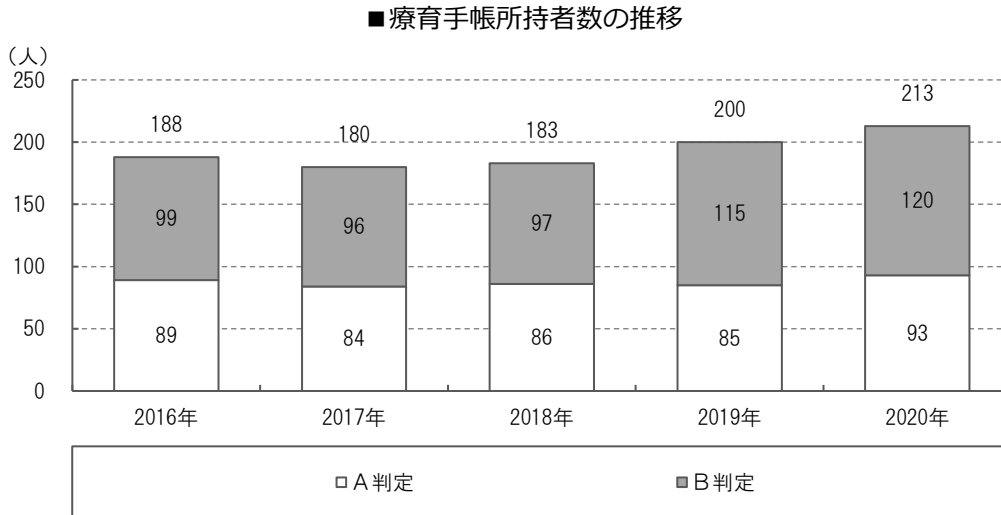
資料：健康福祉課(令和2年3月末日)

(2) 知的障がい者数

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には213人となっています。

程度別では、「B判定」が最も多く、令和2（2020）年は120人で全体の56.3%を占めています。



資料: 健康福祉課(各年3月末日)

② 程度・年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数を年齢別で見ると、「18歳以上」が最も多くなっています。

程度・年齢別では、18歳未満は「B判定」が、18歳以上は「A判定」が最も多くなっています。

■ 程度・年齢別療育手帳所持者数の状況

	単位	A判定	B判定	合計
18歳未満	人	11	93	104
18歳以上	人	82	27	109
合計	人	93	120	213

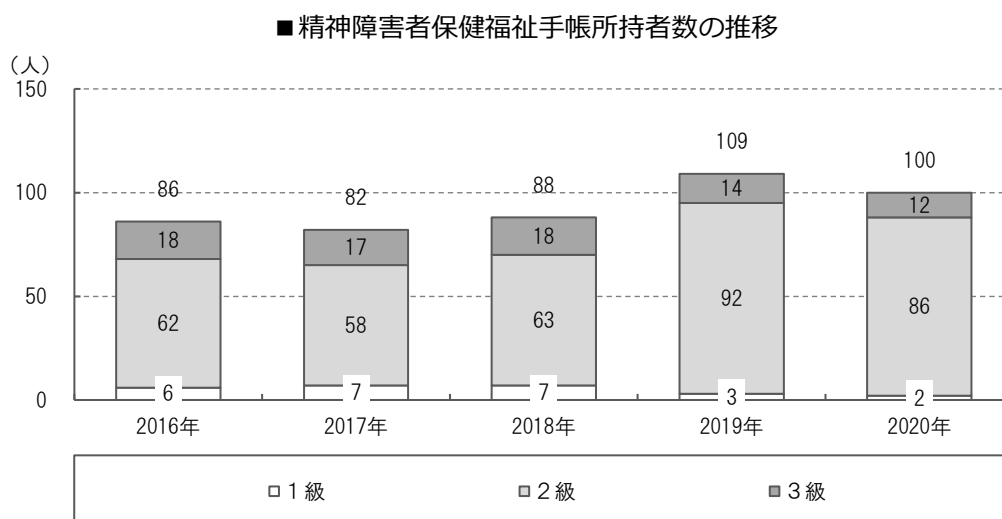
資料: 健康福祉課(令和2年3月末日)

(3) 精神障がい者数

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には100人となっています。

程度別では、「2級」が最も多く、令和2（2020）年は86人で全体の86.0%を占めています。



資料: 健康福祉課(各年3月末日)

- ※ 1級: 単独での日常生活が困難な状態
- 2級: 日常生活に著しい制限を受ける状態
- 3級: 日常生活、社会生活に制限を受ける状態

② 程度・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別で見ると、「18～64歳」が最も多く、次いで「65歳以上」、「18歳未満」となっています。

程度・年齢別では、いずれの年代も「2級」が最も多くなっています。

■ 程度・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	単位	1級	2級	3級	合計
18歳未満	人	0	2	0	2
18～64歳	人	1	69	11	81
65歳以上	人	1	15	1	17
合計	人	2	86	12	100

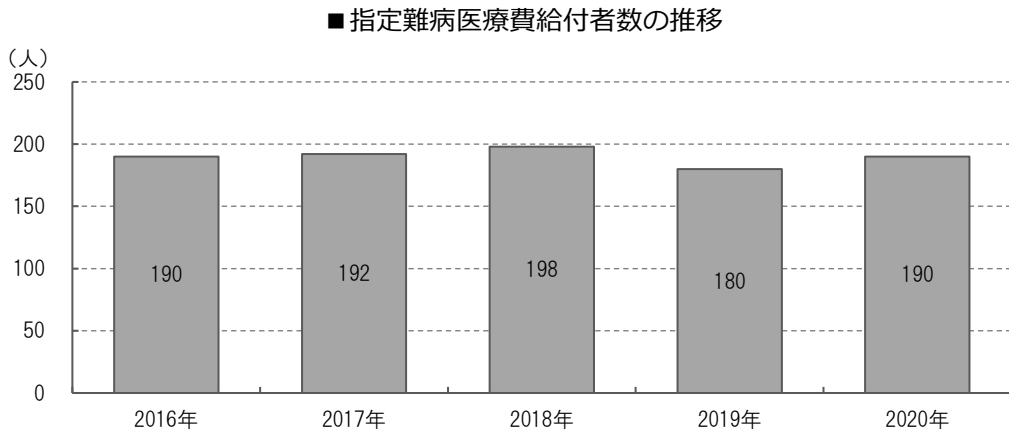
資料: 健康福祉課(令和2年3月末日)

(4) 難病患者の状況

① 指定難病医療費の給付状況

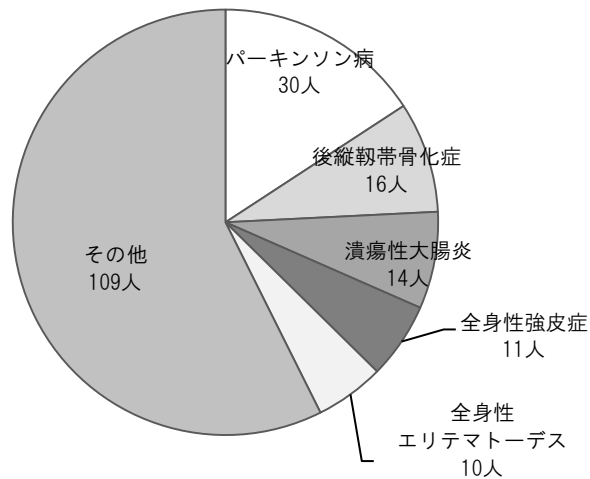
指定難病医療費給付者数は横ばいで推移しており、令和2（2020）年には190人となっています。

また、令和2年の医療費給付者の病名をみると、「パーキンソン病」が最も多くなっています。



資料：健康福祉課（各年3月末日）

■ 指定難病医療費給付者の病名

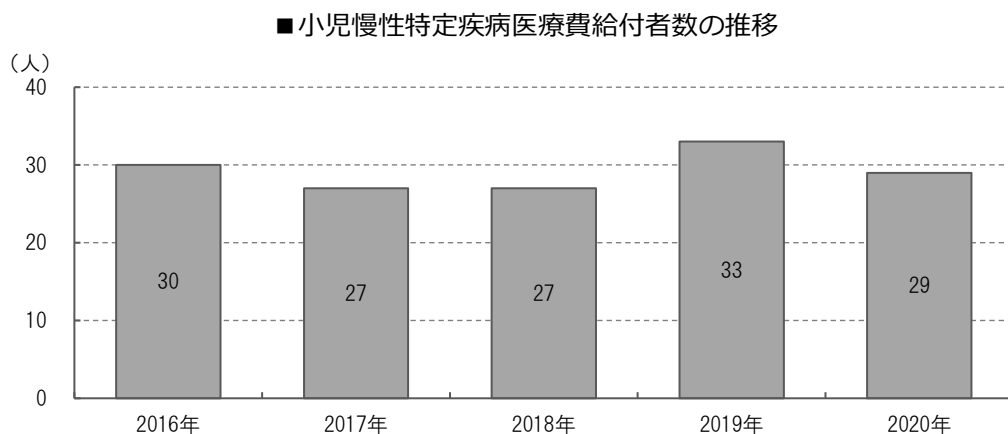


資料：健康福祉課（令和2年3月末日）

② 小児慢性特定疾病医療費の給付状況

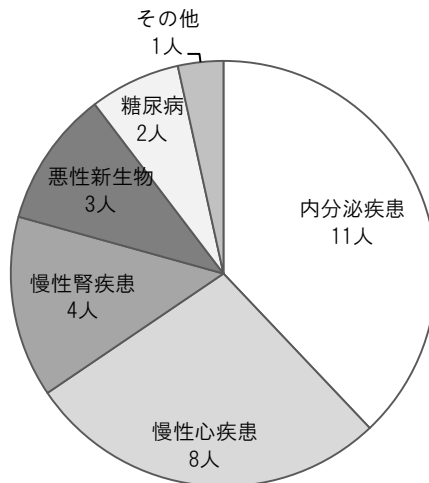
小児慢性特定疾病医療費給付者数は横ばいで推移しており、令和2（2020）年には29人となっています。

また、令和2年の医療費給付者の病名をみると、「内分泌疾患」が最も多くなっています。



資料：健康福祉課（各年3月末日）

■ 小児慢性特定疾病医療費給付者の病名



資料：健康福祉課（令和2年3月末日）

(5) 障害福祉サービスの概況

令和元年度における障害福祉サービスのサービス決定件数をみると、介護給付は200件、訓練等給付は139件となっています。

■サービスの区分・種類・受給者数

		サービスの種類	
訪問系・その他	介護給付	居宅介護	行動援護
		重度訪問介護	短期入所
		同行援護	重度障害者等包括支援
日中活動系	介護給付	療養介護	生活介護
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	就労継続支援 A 型
		自立訓練（生活訓練）	就労継続支援 B 型
		宿泊型自立訓練	就労定着支援
居住系	介護給付	施設入所支援	
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	自立生活援助
障害児通所支援		児童発達支援	保育所等訪問支援
		医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援
		放課後等デイサービス	
地域生活支援事業		理解促進研修・啓発	手話奉仕員養成研修
		自発的活動支援	移動支援
		相談支援	地域活動支援センター
		意志疎通支援	その他任意事業
		日常生活用具給付等	
自立支援医療		更生医療	精神通院医療
		育成医療	
補装具			
令和元年度サービス決定件数	介護給付	200件	(障害支援区分人数)【受給者数】※ 区分1：5人 区分2：27人 区分3：26人 区分4：30人 区分5：19人 区分6：33人
	訓練等給付	139件	—

※障害支援区分：障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分。区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。

3 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系・その他サービス

訪問系・その他サービスの利用状況をみると、「居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援」について、利用時間は目標値を下回っていますが、利用人数は令和元（2019）年度以降、目標値を上回っています。

「短期入所（ショートステイ、福祉型）」について、利用日数は目標値を下回っており、「短期入所（ショートステイ、医療型）」は利用がありませんでした。

■訪問系・その他サービスの利用状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	目標値	316	468	439	413
		実績値	302.5	334.5	322	304
		達成率	96%	71%	73%	74%
	人	目標値	24	27	25	24
		実績値	24	26	29	26
		達成率	100%	96%	116%	108%
短期入所 (ショートステイ、福祉型)	人日分	目標値	65	62	61	60
		実績値	62	32	40	32
		達成率	95%	52%	66%	53%
	人	目標値	7	5	5	4
		実績値	6	4	5	3
		達成率	86%	80%	100%	75%
短期入所 (ショートステイ、医療型)	人日分	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
	人	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—

(各年10月の実績値)

■ 訪問系・その他サービスの概要

	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅において入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより、移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障がい者に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。
短期入所 （ショートステイ）	<p>自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事等の介護等を行います。</p> <p><福祉型（障害者支援施設等において実施）> 対象者：障害支援区分が区分1以上である障がい者、障がい児</p> <p><医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）> 対象者：運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がい児・者</p>

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス①の利用状況をみると、「療養介護」について、利用人数は令和元(2019)年度以降、目標値を上回っています。

「生活介護」について、利用日数・利用人数ともに平成30(2018)年度以降、目標値を下回っています。

「自立訓練(機能訓練)」について、利用日数・利用人数ともに平成30(2018)年度以降、目標値を下回っており、「自立訓練(生活訓練)」は令和元(2019)年度以降、利用がありませんでした。

■日中活動系サービス①の利用状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
療養介護	人	目標値	8	8	8	8
		実績値	8	8	9	9
		達成率	100%	100%	113%	113%
生活介護	人日分	目標値	1,498	1,680	1,827	1,869
		実績値	1,527	1,540	1,463	1,397
		達成率	102%	92%	80%	75%
	人	目標値	73	80	87	89
		実績値	74	76	71	70
		達成率	101%	95%	82%	79%
自立訓練(機能訓練)	人日分	目標値	48	34	34	34
		実績値	48	32	27	24
		達成率	100%	94%	79%	71%
	人	目標値	4	4	4	4
		実績値	4	3	3	2
		達成率	100%	75%	75%	50%
自立訓練(生活訓練)	人日分	目標値	18	19	19	20
		実績値	16	24	0	0
		達成率	89%	126%	0%	0%
	人	目標値	1	1	2	2
		実績値	1	2	0	0
		達成率	100%	200%	0%	0%

(各年10月の実績値)

■ 日中活動系サービス①の概要

	内 容
療養介護	医療が必要な方で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練等の訓練を提供します。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい、精神障がい者の生活能力の維持・向上等のため、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

日中活動系サービス②の利用状況では、「就労移行支援」について、利用日数・利用人数ともに平成30（2018）年度以降、目標値を下回っています。

「就労継続支援（A型）」について、利用日数・利用人数ともに平成30（2018）年度以降、目標値を下回っており、「就労継続支援（B型）」について、利用日数は平成30（2018）年度以降、目標値を下回っています。

「就労定着支援」は利用がありませんでした。

■日中活動系サービス②の利用状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
就労移行支援	人日分	目標値	97	71	76	81
		実績値	106	40	0	19
		達成率	109%	56%	0%	23%
	人	目標値	6	4	4	5
		実績値	6	2	0	1
		達成率	100%	50%	0%	20%
就労継続支援（A型）	人日分	目標値	155	264	352	440
		実績値	241	219	198	199
		達成率	155%	83%	56%	45%
	人	目標値	8	12	16	20
		実績値	11	11	10	10
		達成率	138%	92%	63%	50%
就労継続支援（B型）	人日分	目標値	670	1,140	1,273	1,311
		実績値	711	1,132	1,181	1,155
		達成率	106%	99%	93%	88%
	人	目標値	35	60	67	69
		実績値	37	62	64	64
		達成率	106%	103%	96%	93%
就労定着支援	人日分	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
	人	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—

（各年10月の実績値）

■ 日中活動系サービス②の概要

	内 容
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	就労移行支援事業等を利用したものの、一般企業の雇用に結びつかなかった方等に対して、雇用契約等に基づく就労機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった方については、一般就労への移行に向けての支援を提供します。
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したものの、一般企業の雇用に結びつかなかった方や一定年齢に達している方等に対して、雇用契約を結ばない就労機会等を提供したり、知識・能力が高まった方については、就労への移行に向けての支援を提供します。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある方に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整等を行います。

(3) 居住系サービス及び相談支援

居住系サービス及び相談支援の利用状況をみると、「施設入所支援」について、利用人数は平成29（2017）年度のみ、目標値を下回っています。

「共同生活援助（グループホーム）」について、利用人数は令和2（2020）年度のみ目標値を下回っており、「自立生活援助」は利用がありませんでした。

「計画相談支援」について、利用人数は令和元（2019）年度のみ、目標値を下回っています。

「地域移行支援」は令和元（2019）年度、「地域定着支援」は平成30（2018）年度、令和元（2019）年度に利用がありました。

■居住系サービス及び相談支援サービスの利用状況

		単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	
施設入所支援	人	目標値		58	56	52	49	
		実績値		57	58	52	53	
		達成率		98%	104%	100%	108%	
共同生活援助 (グループホーム)	人	目標値		37	39	40	42	
		実績値		38	41	41	40	
		達成率		103%	105%	103%	95%	
自立生活援助	人	目標値		0	0	0	0	
		実績値		0	0	0	0	
		達成率		—	—	—	—	
計画相談支援	人	目標値		11	18	18	18	
		実績値		21	40	16	35	
		達成率		191%	222%	89%	194%	
地域 相談 支援	地域移行支援	人	目標値		0	1	1	1
			実績値		0	0	1	0
			達成率		—	0%	100%	0%
	地域定着支援	人	目標値		0	0	0	0
			実績値		0	1	1	0
			達成率		—	—	—	—

(各年 10 月の実績値)

■居住系サービス及び相談支援サービスの概要

	内 容
施設入所支援	施設に入所している障がい者に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをする場合に、居宅で自立した生活ができるよう、定期的な巡回等による訪問、相談や援助等を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者の自立した生活を支えるために、利用する障害福祉サービスの種類・内容等の事項を定めたサービス利用計画の作成を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院に入所または入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための相談支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な相談支援を行います。

(4) 障がい児支援サービス

障がい児支援サービスの利用状況は、以下のとおりです。

■障がい児支援サービスの利用状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
児童発達支援	人日分	目標値	37	36	38	40
		実績値	31	24	17	3
		達成率	84%	67%	45%	8%
	人	目標値	4	6	7	8
		実績値	3	2	4	1
		達成率	75%	33%	57%	13%
放課後等デイサービス	人日分	目標値	284	299	401	539
		実績値	215	392	522	574
		達成率	76%	131%	130%	106%
	人	目標値	18	20	25	31
		実績値	17	22	30	34
		達成率	94%	110%	120%	110%
保育所等訪問支援	人日分	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
	人	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援	人日分	目標値	—	0	0	0
		実績値	—	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
	人	目標値	—	0	0	0
		実績値	—	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
障害児相談支援	人	目標値	4	3	3	3
		実績値	0	2	5	8
		達成率	0%	67%	167%	267%
医療的ケア児調整型 コーディネーターの配置	人	目標値	—	0	0	0
		実績値	—	0	0	0
		達成率	—	—	—	—

(各年10月の実績値)

■ 障がい児支援サービスの概要

	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、学校の授業終了後や休校日に施設に通い、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進に向けた支援を行います。
保育所等訪問支援	児童の発達支援に係る専門的スタッフが、保育所や小学校等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。
障害児相談支援	障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児調整型 コーディネーター	日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等とその家族に対して、保健・医療・福祉・子育て・教育等の必要なサービスを総合的に調整してサービスを紹介するとともに、関係機関とをつなぐ役割を担います。

(5) 地域生活支援事業

① 必須事業

ア. 理解促進研修・啓発事業

毎年、障がいに関する理解促進研修・啓発事業を実施しています。

■理解促進研修・啓発事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有無	目標値	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有
		達成率	100%	100%	100%	100%

■理解促進研修・啓発事業の概要

	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。

イ. 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業については、障がい者団体等、地域において自発的に行う活動を支援しています。

■自発的活動支援事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	有無	目標値	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有
		達成率	100%	100%	100%	100%

■自発的活動支援事業の概要

	内容
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

ウ. 相談支援事業

相談支援事業の状況は、以下のとおりです。

■相談支援事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
地域自立支援協議会	有無	目標値	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有
		達成率	100%	100%	100%	100%
市町村相談支援機能強化事業	有無	目標値	有	有	有	有
		実績値	有	有	有	有
		達成率	100%	100%	100%	100%
住宅入居等支援 (居住サポート事業)	有無	目標値	無	有	有	有
		実績値	無	無	無	無
		達成率	—	0%	0%	0%
成年後見人制度利用支援事業	件	目標値	0	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	0%	0%	0%
成年後見人制度法人後見支援事業	件	目標値	0	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	0%	0%	0%

■相談支援事業の概要

	内容
地域自立支援協議会	中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見人制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見人制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

工. 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の状況をみると、「手話通訳者設置事業」は目標値のとおりとなっており、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は目標値を下回っています。

■意思疎通支援事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
手話通訳者設置事業	箇所	目標値	1	2	2	2
		実績値	1	1	1	1
		達成率	100%	50%	50%	50%
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	人	目標値	132	137	142	147
		実績値	95	42	47	45
		達成率	72%	31%	33%	31%

■意思疎通支援事業の概要

	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等と他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

オ. 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用状況をみると、「排泄管理支援用具」は目標値を上回っており、「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」は令和2（2020）年度のみ、目標値を下回っています。

■日常生活用具給付等事業の利用状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	目標値	1	1	1	1
		実績値	1	5	0	3
		達成率	100%	500%	0%	300%
自立生活支援用具	件	目標値	1	2	2	2
		実績値	5	5	4	1
		達成率	500%	250%	200%	50%
在宅療養等支援用具	件	目標値	1	1	1	1
		実績値	1	2	1	0
		達成率	100%	200%	100%	0%
情報・意思疎通支援用具	件	目標値	1	3	3	3
		実績値	1	4	3	1
		達成率	100%	133%	100%	33%
排泄管理支援用具	件	目標値	129	129	132	132
		実績値	155	165	161	160
		達成率	120%	128%	122%	121%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	目標値	0	1	2	2
		実績値	0	1	0	0
		達成率	—	100%	0%	0%

■日常生活用具給付等事業の概要

	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図るものです。日常生活用具とは、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助具(住宅改修費)の6つの種類の用具です。

カ. 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業について、目標値を上回っています。

■手話奉仕員養成研修事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	目標値	7	2	3	3
		実績値	8	7	4	6
		達成率	114%	350%	133%	200%

■手話奉仕員養成研修事業の概要

	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を推進するため、聴覚障がい者の日常会話となる手話についての養成講座・研修を実施します。

キ. 移動支援事業

移動支援事業について、利用人数は目標値を上回っており、利用時間は平成29(2017)年度のみ、目標値を上回っています。

■移動支援事業の利用状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
移動支援事業	人	目標値	7	10	11	11
		実績値	13	16	19	18
		達成率	186%	160%	173%	164%
	時間	目標値	371	485	490	490
		実績値	379	352	362	395
		達成率	102%	73%	74%	81%

■移動支援事業の概要

	内容
移動支援事業	移動が困難な障がい者（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

ク. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は令和元（2019）年度以降、本町に所在する地域活動支援センターはありません。

■地域活動支援センター事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
町に所在する地域活動支援センターの実施箇所数	箇所	目標値	1	1	1	1
		実績値	1	1	0	0
		達成率	100%	100%	0%	0%
町に所在する地域活動支援センターの利用者数	人	目標値	19	18	17	16
		実績値	20	22	0	0
		達成率	105%	122%	0%	0%
他市町に所在する地域活動支援センターの実施箇所数	箇所	目標値	5	5	5	5
		実績値	5	5	5	5
		達成率	100%	100%	100%	100%
他市町に所在する地域活動支援センターの利用者数	人	目標値	21	24	26	26
		実績値	18	13	15	12
		達成率	86%	54%	58%	46%

■地域活動支援センター事業の概要

	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。併せて、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域における生活支援を促進します。

② 任意事業

任意事業の状況は、以下のとおりです。

■任意事業の状況

	単位		H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
日中一時支援事業	箇所	目標値	4	4	4	4
		実績値	4	6	7	8
		達成率	100%	150%	175%	200%
	人	目標値	12	14	16	16
		実績値	20	19	23	18
		達成率	167%	136%	144%	113%
訪問入浴サービス事業	箇所	目標値	1	1	1	1
		実績値	2	2	2	1
		達成率	200%	200%	200%	100%
	人	目標値	1	1	1	1
		実績値	2	2	2	1
		達成率	200%	200%	200%	100%
生活サポート事業	件	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
		達成率	—	—	—	—
社会参加促進事業	事業	目標値	0	1	1	1
		実績値	1	1	0	1
		達成率	—	100%	0%	100%
	人	目標値	0	1	1	2
		実績値	2	2	0	1
		達成率	—	200%	0%	50%

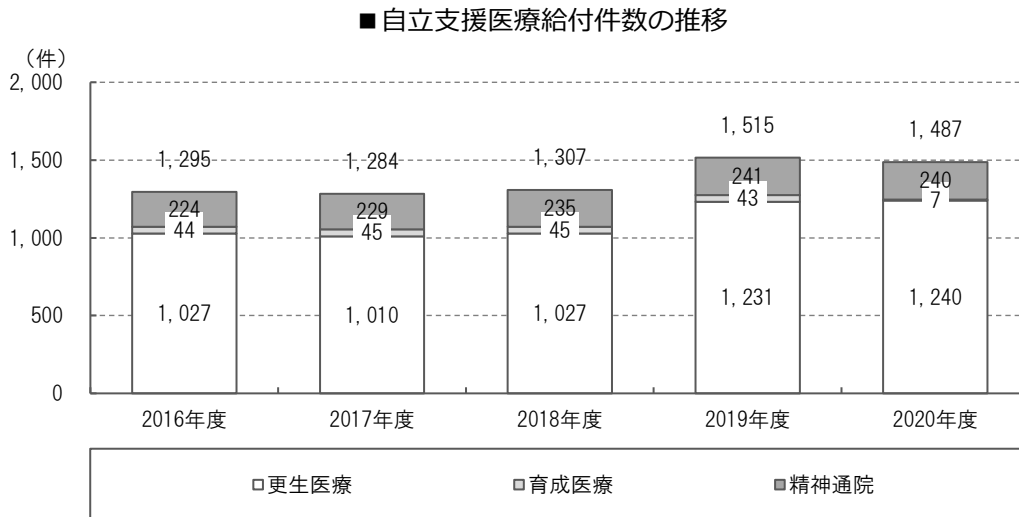
■任意事業の概要

	内 容
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスの提供を行います。
生活サポート事業	障害者自立支援法による介護給付の居宅介護の給付を受けられない方に対し、家事に関する必要な支援を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、自動車運転免許取得・改造費用助成事業等、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

(6) 医療給付・手当での状況

① 自立支援医療

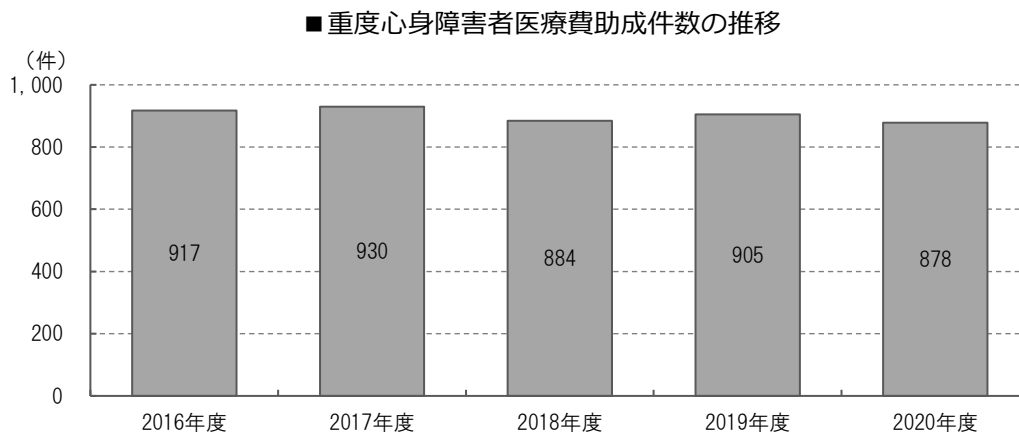
自立支援医療給付件数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には1,487件となっています。また、その内訳は「更生医療」が最も多く、全体の83.4%を占めています。



資料：健康福祉課

② 重度心身障害者医療費

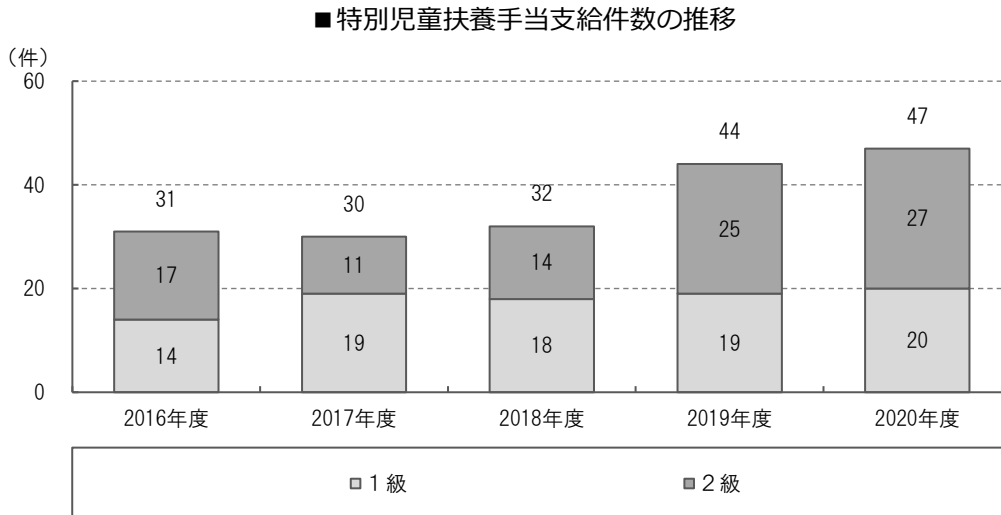
重度心身障害者医療助成件数は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には878件となっています。



資料：健康福祉課

③ 特別児童扶養手当

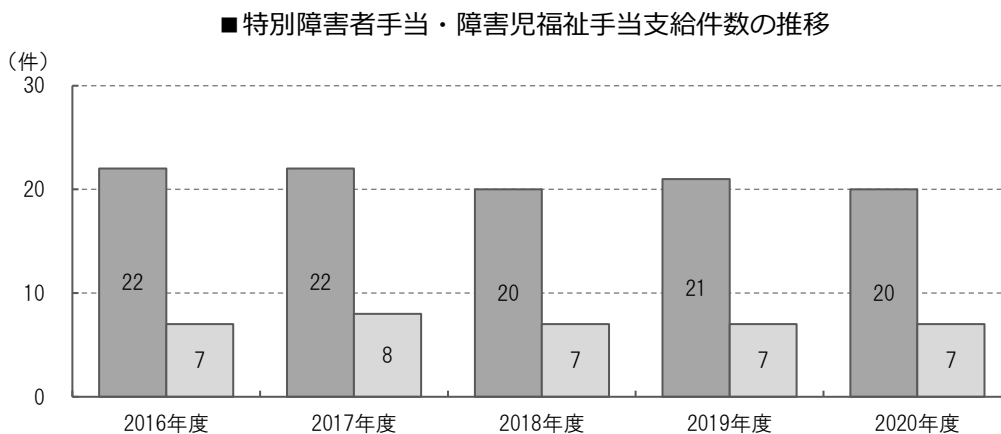
特別児童扶養手当支給件数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年度には47件となっています。



資料：健康福祉課

④ 特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当支給件数はともに横ばいで推移しており、令和2（2020）年度には、特別障害者手当は20件、障害児福祉手当は7件となっています。



資料：健康福祉課

4 障がいのある児童・生徒の就学状況

(1) 保育所・認定こども園の状況

令和2（2020）年5月1日現在、保育所・認定こども園における障がい児の在籍状況は、4人となっています。

■保育所・認定こども園の障がい児在籍状況

	単位	保育所	認定こども園	合計
施設数	箇所	2	1	3
在籍児数	人	299	184	483
障がい児数	人	2	2	4

資料：健康福祉課（令和2年5月1日）

(2) 特別支援教育等の状況

令和2（2020）年5月1日現在、特別支援教育の対象児童・生徒数は、小学校が25人、中学校が5人となっており、その内訳は以下のとおりです。

■特別支援教育の状況

区分		対象児童・生徒数				
		身体	知的	情緒	難聴	合計
小学校	志賀小学校	0	11	11	1	23
	富来小学校	0	1	1	0	2
	合計	0	12	12	1	25
中学校	志賀中学校	0	2	2	0	4
	富来中学校	0	1	0	0	1
	合計	0	3	2	0	5

資料：健康福祉課（令和2年5月1日現在）

■特別支援教育の在籍状況

	単位	小学生						中学生		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
児童・生徒数	人	5	3	7	1	5	4	4	0	1

資料：健康福祉課（令和2年5月1日）

■通級指導教室の状況

	単位	小学生						中学生		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
児童・生徒数	人	3	3	7	3	1	1	0	0	0

資料：健康福祉課（令和2年5月1日）

（3）特殊教育諸学校

令和2（2020）年5月1日現在、特殊教育諸学校に在籍する対象児童・生徒数は以下のとおりです。

■特殊教育諸学校における在籍状況

	所在地	小学生						中学生		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
県立盲学校	金沢市								1	
県立ろう学校	金沢市									
県立明和特別支援学校	野々市市									
県立いしかわ特別支援学校	金沢市									
県立小松瀬領特別支援学校	小松市									
県立錦城特別支援学校	加賀市									
県立小松特別支援学校	小松市									
県立七尾特別支援学校	七尾市	2	1	2		4	1	3	1	2
県立医王特別支援学校	金沢市									
金沢大学人間社会学域学校 教育学類附属特別支援学校	金沢市									
石川療育センター・ 松原愛育会	金沢市									
石川整肢学園	金沢市									
合計（人）		2	1	2	-	4	1	3	2	2
		小学生 10人						中学生 7人		

資料：健康福祉課（令和2年5月1日現在）

5 保健・医療サービスの状況

(1) 母子保健事業

① 妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持、増進、疾病予防を図るため、医療機関に委託し、健康診査を実施しています。

本町における平成30年度の受診状況は、以下のとおりです。

■ 妊婦一般健康診査の受診状況（医療機関委託分）

区分	単位	受診者数	判定				
			異常なし	要経過観察	要精密検査	治療中 要治療	記入なし
志賀町前期	人	85	80	4	1	0	0
志賀町後期	人	89	64	1	1	23	0
能登中部管内前期	人	615	561	21	11	20	2
能登中部管内後期	人	580	417	23	11	129	0

資料：石川県能登中部保健福祉センター（平成30年度）

② 乳幼児健康診査

乳幼児の健全な発育や発達を促すため、疾病等の早期発見と予防、運動及び発達における健康診査を実施しています。

本町における年齢別の乳幼児の健康診査の状況は、以下のとおりです。

■ 4か月児健康診査状況（集団方式）

区分	単位	対象者数	受診者数	受診率	総合判定	
					異常なし	異常あり
志賀町	人	80	79	99%	37	42
能登中部管内	人	579	572	99%	360	212

資料：石川県能登中部保健福祉センター（平成30年度）

■ 1歳6か月児健康診査状況（集団方式）

区分	単位	対象者数	受診者数	受診率	総合判定	
					異常なし	異常あり
志賀町	人	101	94	93%	64	30
能登中部管内	人	697	669	96%	346	323

資料：石川県能登中部保健福祉センター（平成30年度）

■ 3歳児健康診査状況（集団方式）

区分	単位	対象者数	受診者数	受診率	総合判定	
					異常なし	異常あり
志賀町	人	108	105	97%	57	48
能登中部管内	人	764	746	98%	377	369

資料：石川県能登中部保健福祉センター（平成30年度）

(2) 高齢者保健事業

① 健康教育

生活習慣病の予防や介護予防、健康に関する正しい知識の普及、壮年期からの健康の保持増進を図ること等を目的に、積極的に健康教育を実施しています。

本町における平成30年度の取組状況は、以下のとおりです。

■ 健康教育実施状況

		開催回数(回)	参加延人員(人)
集団健康教育	歯周疾患	0	0
	ロコモティブシンドローム	6	101
	病態別	60	829
	薬	0	0
	一般	24	948
合 計		90	1,878

資料:石川県能登中部保健福祉センター(平成30年度)

② 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、町民の健康管理の向上を図っています。

本町における平成30年度の取組状況は、以下のとおりです。

■ 健康相談実施状況

		開催回数(回)	被指導延人員(人)
重点健康相談	高血圧	0	0
	脂質異常症	0	0
	糖尿病	1	39
	歯周疾患	0	0
	骨粗鬆症	6	101
	病態別	54	458
総合健康相談		164	364
合 計		225	962

資料:石川県能登中部保健福祉センター(平成30年度)

6 障がい保健福祉関係施設等の整備状況

障がい保健福祉関係施設等の整備状況は、以下のとおりです。

■石川県における障がい保健福祉関係施設等の整備状況

		単位	志賀町	能登中部	石川県
障がい児	障害児入所施設	箇所	0	0	7
	指定医療機関	箇所	0	1	3
	児童発達支援センター	箇所	0	0	6
	障害児通所施設	箇所	1	12	113
障がい者	障害者支援施設	箇所	0	4	26
	障害福祉サービス事業所（通所）	箇所	3	22	227
	グループホーム	箇所	1	30	255
	短期入所	箇所	1	12	83
	居宅介護事業所	箇所	2	13	143
	相談支援事業所	箇所	1	8	116
その他	福祉ホーム	箇所	0	0	4
	地域活動支援センター	箇所	0	4	23
合 計		箇所	9	106	1,006
手帳所持者数	身体障害者手帳	人	1,117	5,814	42,053
	療育手帳	人	213	1,288	673
	精神障害者保健福祉手帳	人	100	1,023	9,770

資料：石川県（令和2年4月1日現在）

■町内に立地する障がい保健福祉関係施設等一覧

	名称	法人名称	設置 年月日	定員(人)
通所サービス事業所 ・就労継続B型	JOY WORKZ@すみれ	(株) FUCHA	H30.10.1	20
障害児通所施設 ・児童発達支援 ・放課後等デイ	放課後等デイサービス COCO HOUSE@志賀町	(株) FUCHA	H28.12.1	20
通所サービス事業所 ・生活介護 ・就労継続B型	インクルしか	(社福) 四恩会	H29.4.1	32
通所サービス事業所 ・就労継続A型	JOY WORKZ@志賀町	(株) FUCHA	H28.12.1	20
・グループホーム ・短期入所 ・相談支援	学び舎あい	(社福) 四恩会	H24.4.1	12
居宅介護等事業所	志賀町社会福祉協議会 訪問介護サービスステーション	(社福) 志賀町 社会福祉協議会	H18.10.1	—
	J A 志賀訪問介護センター	志賀農業協同組合	H18.10.1	—

7 ヒアリング調査結果

本計画の策定にあたり、障害福祉サービス提供の現状や要望等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、障がい者団体及びサービス提供事業者の方に意見をうかがいました。

ヒアリングにご協力いただいた障がい者団体及びサービス提供事業者は下表に示すとおりです。

また、ヒアリング結果の概要は、以下のとおりです。

■ヒアリング調査実施団体一覧

団体名・事業者名
羽咋郡市ろうあ協会
志賀町心身障害者福祉協会
志賀町社会福祉協議会訪問介護サービスステーション
J A 志賀訪問介護センター
社会福祉法人 四恩会 インクルしか
社会福祉法人 四恩会 学び舎あい
JOY WORKZ@志賀町
JOY WORKZ@すみれ
COCO HOUSE@志賀町
わははの会

(1) 職務、活動を行ううえでの現状や課題

- 事業を開催しても、協会の参加者は同じような顔ぶれとなる。
- 協会員の高齢化が進んでおり、送迎がないと参加者は減ってしまう。また、年々会員が減少していくなかで、新規会員の獲得が大きな課題。
- 会に参加する親も減少傾向にあるが、参加すると必ず収穫があるので行いたい。また、福祉課からの最新情報がほしい。
- 町の行事のときに、設置している手話通訳者を使ってほしい。
- 支給決定量に基づき支援しているが、家事援助の支援で支給限度時間以内に調理と掃除と買い物等複数の支援をこなすのは時間が足りない。また、週に1回の訪問では生活状況を改善することが困難である。
- 訪問するヘルパーが高齢化している問題もあり、人材を確保することも課題である。また、必要な日常生活支援の範囲がどこまでなのかはっきりしない。
- 人材の確保と育成。
- 利用者の方へのサービス提供における質の向上。
- 短期入所の緊急受け入れで、対応が困難なことが多い。
- 職員のメンタルケア。

- 人員配置基準が見直されてきており、それに伴い有資格者の確保が困難となってきた。新規採用で有資格者の確保はなかなかできない。
- 障がい者にしてもらう仕事の確保が大変。一般企業からの引き合いはあるが、障がい者というだけで、適正工賃以下の仕事が多いため、足元を見られやすい気がする。自社で仕事を生み出す努力を続けているが、なかなか工賃をすべてお支払いする仕事を生み出すのは困難となっている。

(2) 障がいのある方が長く地域で生活するために必要な支援

- 困ったことや悩んでいることなど、気楽に相談できる機関等を周知する。
- 自分はどのようなサービスを受けられるのか等の情報を周知する。
- 近所の方の協力も必要。(障がいのある方に干渉していると思われない程度で)
- 本人に携わる関係者の連携を密に図る。
- 手話を使える人が周囲にいたら、情勢・情報を得られる。
- 障がい特性の理解とその情報の共有。
- 健康管理、地域交流、地域理解。
- 移動手段のない方が多いので、交通手段を整備すべき。
- 障害を持っている方が、まわりを気にすることなく利用できる施設づくり。
- 放課後等デイサービスでは、ショートステイを開いてほしいと一部の家族にいわれることがある。また、就労継続支援では、グループホームを作してほしいとの声がある。
- 共同生活援助、短期入所の充実。
- 就労支援を受けた後の一般企業での受け入れ。
- 働く場だけではないリハビリ施設の充実。(生活するうえで必要な動作に関して)
- 障がい者が日常の生活を送るうえで何を求めているのか、何に不便を感じているのか、調査が必要。

(3) 障がいのある方が就労や職場復帰をするうえで必要なことや課題

- 職場の障がい者に対する理解と協力、就労支援の充実。
- 就労先によき理解者やジョブコーチ等の配置。就労専門の相談員の配置。就労先の障がい者を受け入れるために、全員が障がいに対して周知しておくこと。
- 一般就労においては、企業の障がいに対する認識が甘く、配慮が足りないように見受けられる。
- 障がいのある方は時として何でも急ぐ傾向にあるので、一般就労すべきでないときでも準備不足のまま面接や就職をして、早期に離職してしまう傾向が強い。もう少し焦らず、気持ちやスキルを準備してから就職した方が良い。
- 就労施設に戻る際も入院後すぐに復帰を希望されるが、焦らず入院前の状態に精神を安定させられれば問題なく働けるのに、体験の段階で気持ちがついてこずに脱落するケースが多いように見受けられる。

- 家から出ること自体の難しさがあると思うので、職場での動きだけでなく毎日の通勤に関しての支援もあれば良いのではないか。
- 障がい特性の理解をしたうえでの関わり方。
- 職場の受け入れ体制。(障がいの程度・特徴を踏まえての業務の分担、その日の体調を鑑みての業務量の変更、それぞれに合った仕事の確保等)
- 職場などに手話を使える人、または手話通訳者を入れて、相談など話し合える場をつくる。
- 周りの方々のサポート。
- 本人のやる気を継続することや意欲を引き出す体制。

(4) 医療機関との連携をするうえで必要なことや課題

- 就労施設を受ける際に、既往歴や依存症などの情報を包み隠さず教えてほしい。教えてもらえれば対応できることも、知らなかったが故に配慮しきれなかった場合がよくあるので、本人に確認のうえ情報はできるかぎり正確に教えてほしい。
- 医療機関や相談員、市町、施設と連携しながら総合的に支援できたらより良い環境をつくれるのではないか。
- 受診を拒む方への対応、入院時や退院時の対応、緊急時の対応。
- 病状や服薬と気を付けなければならない点、普段の様子や気になるところなどの情報交換できる手段。
- 意思疎通が図れない方や通院介助のみの援助を依頼されている利用者があるが、普段は一切かわりがないため、日頃の様子を聞かれたり、検査が必要といわれても、どう対応してよいのかわからない。
- 病院側の柔軟な対応や障がい者への理解。
- 状況の共有や理解。
- 急な退院などは、困難になるケースが多い。
- 必要なことや課題は、個人情報になるので難しい。許されるならば、障がい者一人ひとりの「課題簿(記録簿)」を作成して民生委員さん、介護士さんからの情報もプラスして医療機関と連携できると良い。もっとも医者は、カルテをもっているので、余計なお世話にならないかが心配。
- 新型コロナウイルスなどの感染症を考慮したうえで話し合える環境の整備。

(5) 障がいのある方から望む声が多いサービス

- カフェ「あおぞら(一日だけの喫茶店)」のような、障がい者の集う場所が必要。
- 就労施設やグループホーム、放課後等デイサービス、入浴までしてもらえる日中一時支援やショートステイが望まれている。
- 共同生活援助、短期入所、就労、入浴サービス。
- 買物支援、調理支援、身体介護。

- 掃除。(身体の不自由な方からの依頼)
- いつでもどこにでも手話のできる人がいる社会。
- 前もってアポをとるでなく、自由に行って時間にとらわれず、納得のいくまで相談などをしたい。
- 休日に楽しめる場所の提供。

(6) 障がい児に対して必要な支援

- 障害を個性ととらえ、地域の中で見守り、育てていくこと。
- 本人の個性や能力に応じた支援。
- 障がい児本人だけでなく家族も含めて支援できる体制。
- 児→者に移行する前後における情報の共有。
- 接し方、話し方。家族（特に母親）とのコミュニケーション。
- 専門機関とつながれるよう、保育園や学校、家庭への情報共有が必要。
- 将来を見据えた支援計画、専門家によるアドバイス。
- 子どもの親が亡くなったあと、どのように子どもが一人で生きていくのかを悩まれている家族が多いので、グループホームがあれば安心。
- 一般の学校に通っている子どもを調査して、必要な支援をお願いしたい。

(7) 事業者がより質の高いサービスを提供していくために必要なことや課題

- 病識を認知してもらうこと。
- ヘルパーで対処できない要求等に対し、支援が不可能なことを説明し納得してもらうこと。
- できることは一緒に行うなどの自立支援。
- 障がいにあったコミュニケーションの技術を獲得すること。
- 手話通訳を通して話を聞かないとわからない。筆談では難しい。
- 精神障がいや知的障がいの方へ専門的知識や介護技術を獲得したうえでの支援。
- 研修に出る機会を設ける。(あわせて人員不足の解消)
- 適性を見極めたうえでの人材の確保と経験年数(キャリア)に対して勉強会、研修を行いながら質の向上に努める。
- 各事業者同士の情報交換。常にアンテナをはり、よいことは、なんでも取り入れる。
- 本人や家族の生の声を聞くこと。話し合い。
- 障がい者が日常の生活を送るうえで何を求めているのか、何に不便を感じているのか、それを事業者が感じとる努力が必要。人と人が関わること。事業者の資質の問題。
- 常に利用者、家族の気持ちを考え、職員が真摯に支援をする。
- 家族を交えたイベントを開催してほしい。
- 町との信頼関係や協力が重要だと思う。

(8) 障がいのある方が個々のニーズに応じた体制構築のために必要なことや課題

- 市町、医療機関、相談員、施設、家族の総合的な支援体制をどのようにつくるかだと思う。児童のように、必要に応じてケース会議を行えると良い。
- 何を必要としているかを知ることが1番大事ではないか。
- 障がいのある方の家族の声を少しでも多く、細かく聞くこと。
- 情報の提供と共有。
- 専門性を身に付けた人材の確保。
- サービスの選択肢を豊富にしていくこととそれに伴う人材確保と育成。
- 交流の場を設けて、理解と協力を求めていく。
- 手話ができる人を増やす。

(9) その他意見、要望等

- 家族はいつも自分たちがいなくなった後の子どもの環境について頭を悩ませている。グループホームや集合住宅のような住む場所と、サポートする支援体制の整備が一番需要があると思う。そして既に18歳以上の就労継続支援の利用者についても同様に、病院を退院後グループホームへと住まいを移し、就労継続支援B型、そしてA型と順調にステップアップしても、グループホームが能登に足りていないために、A型に入るとすぐに市営住宅などに移される。まだまだ精神状況の安定していない方がそのような環境変化を行うと、すぐに体調を崩されることも多いので、最低でも1年間は住めるようにグループホームの数を増やしていくことが必要だと思う。
- 親が仕事に行けずに困っている方もいる。また、町外の施設にお願いすることで遠距離になり、送迎はしてもらえらるが、施設の方と直接そのときの様子などの話をする機会がとれず、不安なことが多々あった。
- ニーズの掘り起こし。
- 福祉サービスの充実とサービス利用までの流れの明確化が必要。
- 福祉サービスについて、こちらが聞かないとわからないことが多すぎるので、もう少し情報提供の場所（わかりやすく、簡単に入手できる）等があるとうれしい。
- 情報の提供。個人情報観念があるため難しいとは思いますが、情報を把握できなければサービスの提案もできない。
- 障がい者本人だけではなく、家族への介護負担の軽減や心的不安要素の軽減のための支援。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、国及び県が定める計画の考え方を基本としながら、本町のまちづくりの指針となる「第2次志賀町総合計画」及び福祉関連計画の上位計画である「第2次志賀町地域福祉計画」を踏まえたうえで『地域の絆を深め 障がいのある人もない人も共に安全で安心して暮らせる共生社会の実現』と定めています。

この基本理念は、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として、生涯安心して共に暮らせることを目指すものです。

そのため、引き続き障がいへの理解促進と支え合う住民意識を醸成し、障がいのある人を取り巻く社会環境の改善や生活支援体制の充実等に取り組んでいきます。

**地域の絆を深め 障がいのある人もない人も
共に安全で安心して暮らせる共生社会の実現**

2 障害福祉サービス等の基本的視点と確保策の基本的な考え方

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、国では以下の7つの基本的理念と、6つの基本的考え方を位置付けています。本計画においても、これらの理念、考え方を踏まえ、障害福祉サービス等の拡充を図ります。

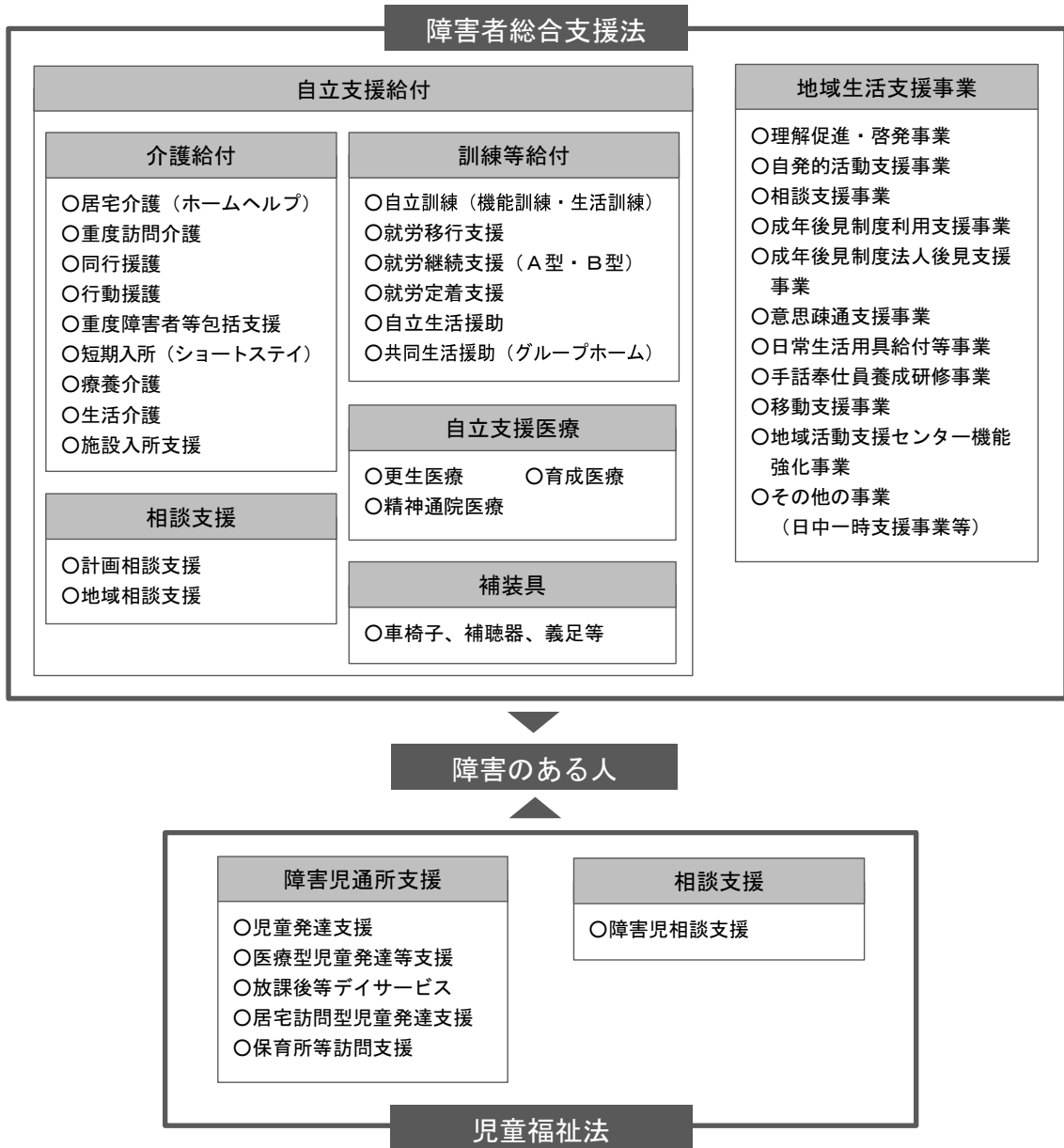
■ 国の障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

■ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

3 サービスの体系



第4章 第6期障害福祉計画

1 令和5（2023）年度における成果目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、国の基本指針に沿って以下のとおり目標値を定め、達成に向けた支援を実施します。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
福祉施設から地域生活への移行	平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行	令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数の削減	令和2(2020)年度末の施設入所者数を平成28(2016)年度末時点の施設入所者数から2%以上削減	令和5(2023)年度末の施設入所者数を令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減



■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項目		数値
令和元(2019)年度末時点の入所者数(A)		52人
令和5(2023)年度末の入所者数見込		50人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数(B)	4人
	移行率(B/A)	7.7%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数(C)	2人
	削減率(C/A)	3.8%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備することが必要となります。また、新たな国の基本指針では、基盤整備の状況を評価する指標として、下表の成果目標を設定することとされています。そのため、本町では以下のとおり目標値を設定します。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2(2020)年度末までに各圏域及び各市町村に設置	
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの協議の場の参加者数		保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの協議の場の参加者数の見込みを設定
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数		精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数の見込みを設定
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数		精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数の見込みを設定
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数		精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数の見込みを設定
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数		精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数の見込みを設定



■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項目	数値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定 年1回
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	【目標値】 保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定 6人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定 年1回

精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	【目標値】 精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数の見込みを設定	1人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	【目標値】 精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数の見込みを設定	1人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	【目標値】 精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数の見込みを設定	14人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	【目標値】 精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数の見込みを設定	1人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化等に対応する居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。本町では、この地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討について、以下のとおり目標を定めます。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和2(2020)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備	令和5(2023)年度末までの間、各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討



■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標

項目		数値	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	【基準値】 令和2(2020)年度末時点の整備数	0箇所
		【目標値】 令和5(2023)年度末時点の整備数	1箇所
	運用状況の検証・検討	【目標値】 令和5(2023)年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数	年1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、国の基本指針に沿って、以下のよう目標値を定めます。

なお、就労定着支援事業については、町内に事業所がないことを踏まえ、目標値は設定しないこととします。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
福祉施設から一般就労への移行者数	令和2(2020)年度中に平成28(2016)年度実績の1.5倍以上	令和5(2023)年度中に令和元(2019)年度実績の1.27倍以上 (就労移行支援事業では1.30倍以上、就労継続支援A型事業では1.26倍以上、就労継続支援B型事業では1.23倍以上)
就労移行支援事業の利用者数	令和2(2020)年度末の利用者数が平成28(2016)年度末の利用者数から20%以上増加	
就労移行支援事業所のうち就労移行率	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	
就労定着支援事業の利用率		令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所における就労定着率	就労定着支援事業による1年後の職場定着率を8割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上



■ 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項目		数値	
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 令和元(2019)年度における一般就労への移行者数	0人
		【目標値】 令和5(2023)年度における一般就労への移行者数	3人 —倍
	就労移行支援事業	【基準値】 令和元(2019)年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	0人
		【目標値】 令和5(2023)年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1人 —倍

就労継続支援A型事業	【基準値】 令和元(2019)年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人
	【目標値】 令和5(2023)年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 一倍
就労継続支援B型事業	【基準値】 令和元(2019)年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	0人
	【目標値】 令和5(2023)年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 一倍

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが新たに定められました。これを踏まえ、以下のように目標値を定めます。

国の基本指針(新規)		
項目	現行	改正内容
総合的・専門的な相談支援		総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を設定
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定



■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	目標
総合的・専門的な相談支援	【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施の有無 有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 年1回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化や、サービス提供事業所の増加に伴い、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供することがより一層求められています。そのため、国の基本指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することが新たに定められました。これを踏まえ、以下のように目標値を定めます。

国の基本指針(新規)		
項目	現行	改正内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		都道府県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数の見込みを設定
指導監査結果の関係市町村との共有		指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数を見込みを設定



■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値

項目		目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標値】 石川県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への町職員の参加人数	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数	年1回
指導監査結果の関係市町村との共有	【目標値】 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数	年10回

(7) 発達障がい者等に対する支援（活動指標）

発達障がい者等に対して適切な支援が行うため、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者等やその家族に対する支援体制を確保することが求められています。これを踏まえ、以下のように目標値を定めます。

国の基本指針(新規)		
項目	現行	改正内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者数等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
ペアレントメンターの人数		現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定
ピアサポートの活動への参加人数		現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定



■ 発達障がい者等に対する支援の目標値

項目	目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	【目標値】 支援プログラム等の受講者数 3人
ペアレントメンターの人数	【目標値】 ペアレントメンターの人数 1人
ピアサポートの活動への参加人数	【目標値】 ピアサポートの活動への参加人数 1人

2 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系・その他サービス

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

サービスの利用時間は減少傾向にありますが、障がい者の地域生活への移行を進展させるために必要なサービスであることから、次の見込量を設定します。

■居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	時間分	334.5	322	304	320	305	290
利用人数	人	26	29	26	27	26	25

【見込量確保のための確保方策】

自宅で生活している障がい者及び施設入所等から地域生活へ移行してくる障がい者の自立を支援していくため、サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

また、事業量にあったヘルパーの確保・育成に努めます。

② 短期入所（ショートステイ、福祉型）

短期入所（ショートステイ、福祉型）の利用人数は横ばいであり、今後も同程度の利用が想定されることから、次の見込量を設定します。

■短期入所（ショートステイ、福祉型）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	32	40	32	35	35	27
利用人数	人	4	5	3	4	4	3

【見込量確保のための確保方策】

今後も受け入れ施設の確保及び緊急時における受け入れ体制の充実に努め、適切なサービス提供を図ります。

③ 短期入所（ショートステイ、医療型）

短期入所（ショートステイ、医療型）は利用実績や現状における利用希望者がいないため、サービス量は見込みません。

■短期入所（ショートステイ、医療型）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	0	0	0	0	0	0
利用人数	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための確保方策】

新規事業参入を促進し、受入れ体制の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

① 療養介護

療養介護の利用人数は横ばいであり、今後も同程度の利用が想定されることから、次の見込量を設定します。

■療養介護サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	8	9	9	9	9	9

【見込量確保のための確保方策】

利用者の動向をみながら、引き続きサービスの充実に努めます。

② 生活介護

生活介護は利用日数・利用時間ともに減少傾向にありますが、地域生活への円滑な移行を促進するうえで必要なサービスであることから、次の見込量を設定します。

■生活介護サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	1,540	1,463	1,397	1,466	1,440	1,400
利用人数	人	76	71	70	73	72	70

【見込量確保のための確保方策】

サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスを提供できるよう、供給体制の整備とサービスの充実を図ります。

③ 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）の利用人数は横ばいであり、今後も同程度の利用が想定されることから、次の見込量を設定します。

■自立訓練（機能訓練）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	32	27	24	30	30	30
利用人数	人	3	3	2	3	3	3

【見込量確保のための確保方策】

利用者のニーズを尊重しつつ、引き続き既存施設でのサービス実施を促進していきます。

また、サービスの利用増を図るため、事業内容の周知や特別支援学校卒業生等の利用促進に努めます。

④ 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は令和元（2019）年度以降実績がありませんが、自立した地域生活を営むために必要なサービスであることから、次の見込量を設定します。

■自立訓練（生活訓練）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	24	0	0	19	19	19
利用人数	人	2	0	0	1	1	1

【見込量確保のための確保方策】

利用者のニーズを尊重しつつ、引き続き既存施設でのサービス実施を促進していきます。
また、サービスの利用増を図るため、事業内容の周知や特別支援学校卒業生等の利用促進に努めます。

⑤ 就労移行支援

就労移行支援は令和元（2019）年度の実績がありませんが、一般就労に必要な能力や知識を養うために必要なサービスであることから、次の見込量を設定します。

■就労移行支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	40	0	19	40	42	47
利用人数	人	2	0	1	2	2	2

【見込量確保のための確保方策】

各年度のサービスの必要量が確保されるよう、就労移行支援事業所の確保に努めます。
また、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用先の確保や就労継続の支援に努めます。

⑥ 就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）の利用人数は横ばいであり、障がい者が安定的に就労と社会参加ができるよう、次の見込量を設定します。

■就労継続支援・A型（雇用型）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	219	198	199	240	240	280
利用人数	人	11	10	10	12	12	14

【見込量確保のための確保方策】

各年度のサービス必要量が確保されるよう、就労継続支援事業所を確保する必要がある、当該サービスへの参入や移行を促進し、必要なサービスを提供できる体制を目指します。

⑦ 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）の利用人数は横ばいであり、障がい者が安定的に就労と社会参加ができるよう、次の見込量を設定します。

■就労継続支援・B型（非雇用型）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	1,132	1,181	1,155	1,170	1,188	1,224
利用人数	人	62	64	64	65	66	68

【見込量確保のための確保方策】

各年度のサービス必要量が確保されるよう、就労継続支援事業所を確保する必要がある、当該サービスへの参入や移行を促進し、必要なサービスを提供できる体制を目指します。

⑧ 就労定着支援

就労定着支援は利用実績や現状における利用希望者がいないため、サービス量は見込みません。

■ 就労定着支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	0	0	0	0	0	0
利用人数	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための確保方策】

新規事業参入を促進し、サービス提供体制の確保を図るとともに、事業の周知に努めます。

(3) 居住系サービス

① 施設入所支援

施設入所支援の利用人数は減少傾向にありますが、地域生活への移行を推進していくことから、次の見込量を設定します。

■ 施設入所支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	58	52	53	52	51	50

【見込量確保のための確保方策】

入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）の利用人数は横ばいですが、利用ニーズの増加が想定されることから、次の見込量を設定します。

■ 共同生活援助（グループホーム）サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	41	41	40	42	42	44

【見込量確保のための確保方策】

障がい者の地域生活への移行促進や介護者がいない障がい者の生活の場として、利用ニーズが見込まれるため、新たな施設整備や新規事業参入を積極的に促進していきます。

③ 自立生活援助

自立生活援助は利用実績や現状における利用希望者はいませんが、地域生活への移行後における対応等を踏まえ、次の見込量を設定します。

■ 自立生活援助サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	0	0	0	0	0	1

【見込量確保のための確保方策】

町内外において、サービス事業所の確保に努めます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

計画相談支援は利用人数が令和元（2019）年度に大きく減少していますが、すべての障害福祉サービス利用者が利用することを踏まえ、次の見込量を設定します。

■計画相談支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	40	16	35	30	34	38

【見込量確保のための確保方策】

サービス利用希望者の様々なニーズに対応できるよう、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の作成に必要な体制の整備に努めます。

② 地域移行支援

地域移行支援は地域生活への移行の推進を図るために必要なサービスであることから、次の見込量を設定します。

■地域移行支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	0	1	0	2	2	2

【見込量確保のための確保方策】

サービスの周知等を行い、利用を推進します。

③ 地域定着支援

地域定着支援は一定数の利用があることから、次の見込量を設定します。

■地域定着支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	1	1	0	1	1	1

【見込量確保のための確保方策】

関係機関と連携し、必要な体制の確保を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的として、引き続き事業に取り組みます。

■理解促進研修・啓発事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための確保方策】

町民の障がい者に対する理解や認識を深めるため、広報誌・リーフレット等による啓発や講演会の開催等、わかりやすい広報啓発活動の推進に努めます。

また、学校等における福祉教育を充実し、ノーマライゼーション理念の定着を促進します。

② 自発的活動支援事業

障がい者団体やボランティア団体の活動など、自発的な取組に対して必要な支援を行います。

■自発的活動支援事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための確保方策】

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行うとともに、活動団体との連携を図ります。

③ 相談支援事業

相談ニーズの多様化など多岐にわたる相談内容に対応するため、次の見込量を設定します。

■相談支援事業（地域自立支援協議会）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有

■相談支援事業（市町村相談支援機能強化事業）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	有無	有	有	有	有	有	有

■相談支援事業（住宅入居等支援事業）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	有無	無	無	無	有	有	有

【見込量確保のための確保方策】

サービス提供事業者と連携し、相談支援の充実に努めるとともに、障がいの状況や特性に対応できるよう、相談員の資質向上に努めます。

また、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供事業者等の関係者に対し、成年後見制度利用支援事業の周知を行うとともに、本事業を必要とする障がいのある人の把握に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は利用実績がありませんが、一定数の利用ニーズが想定されることから、次の見込量を設定します。

■成年後見制度利用支援事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	件	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための確保方策】

制度の周知を図るための啓発広報活動を推進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は利用実績がありませんが、一定数の利用ニーズが想定されることから、次の見込量を設定します。

■ 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	件	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための確保方策】

新規事業参入を促進し、サービス提供体制の確保を図るとともに、事業の周知に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通が困難な人が福祉サービス等の手続きや相談等を行ううえで重要な役割を担っていることから、十分なコミュニケーションが図られるよう、次の見込量を設定します。

■ 意思疎通支援事業（手話通訳者設置事業）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置数	箇所	1	1	1	1	1	1

■ 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	42	47	45	45	45	45

【見込量確保のための確保方策】

聴覚に障がいのある人等の意思疎通支援を推進するため、今後も手話通訳者設置事業及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業を継続的に実施します。

また、コミュニケーション支援の必要な人が参加する事業等に対して、主催者が手話通訳者や要約筆記者を配置するよう働きかけます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活がより過ごしやすくなるよう、過去の実績や当事者などからのニーズを踏まえ、次の見込量を設定します。

■ 日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	件	5	0	3	3	3	3

■ 日常生活用具給付等事業（自立生活支援用具）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	件	5	4	1	3	3	3

■ 日常生活用具給付等事業（在宅療養等支援用具）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	件	2	1	0	1	1	1

■ 日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	件	4	3	1	3	3	3

■ 日常生活用具給付等事業（排泄管理支援用具）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	件	165	161	160	162	163	164

■ 日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度		R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	件	1	0	0	1	1	1

【見込量確保のための確保方策】

障がいのある人の日常生活の便宜や福祉の増進を図るため、事業の周知を行うとともに、医療機関や相談支援事業者等と連携し、障がいの特性に合わせた用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の修了者にばらつきがみられますが、手話通訳者の育成を図るため、次の見込量を設定します。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
修了人数	人	7	4	6	1	3	2

【見込量確保のための確保方策】

手話奉仕員養成講座等の実施により、奉仕員の確保と資質の向上に努めます。
また、手話の周知に努め、研修受講者の増加を図ります。

⑨ 移動支援事業

移動支援事業の利用時間・利用件数ともに増加しており、利用ニーズも高いことから、次の見込量を設定します。

■移動支援事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用時間	時間	352	362	395	400	410	420
利用件数	件	16	19	18	20	21	22

【見込量確保のための確保方策】

現在の委託事業者に委託して事業を実施するとともに、利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、事業の充実に努めます。

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは令和元（2019）年度以降、町内の実績はありませんが、近隣市町との連携を図ることにより、次の見込量を設定します。

■地域活動支援センター（町内）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数	箇所	1	0	0	0	0	0
利用人数	人	22	0	0	0	0	0

■地域活動支援センター（他市町）の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5	5
利用人数	人	13	15	12	10	10	10

【見込量確保のための確保方策】

地域活動支援センターは、障がいのある人の地域における交流の場、憩いの場として機能しており、地域の身近な場所で利用できるよう、サービス提供体制の確保を図ります。

(2) 任意事業**① 日中一時支援事業**

日中一時支援事業の利用人数はおおよそ横ばいであり、過去の実績や障がいのある人を介護する家族の一時的な休息のニーズ等を踏まえ、次の見込量を設定します。

■ 日中一時支援事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数	箇所	6	7	8	8	8	8
利用人数	人	19	23	18	20	21	22

② 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は一定数の利用があり、過去の実績等を踏まえ、次の見込量を設定します。

■ 訪問入浴サービス事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数	箇所	2	2	1	1	1	1
利用人数	人	2	2	1	1	1	1

③ 生活サポート事業

生活サポート事業は利用実績がありませんが、支援を必要する人が利用できるよう、次の見込量を設定します。

■ 生活サポート事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	件	0	0	0	1	1	1

④ 社会参加促進事業

社会参加促進事業は一定数の利用があり、過去の実績等を踏まえ、次の見込量を設定します。

■ 社会参加促進事業の見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施箇所数	箇所	1	0	1	1	1	1
利用人数	人	2	0	1	1	1	1

【任意事業の見込量確保のための確保方策】

任意事業については、障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を継続して実施していくとともに、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知に努めます。

また、今後、障がいのある人の地域生活への移行状況や生活実態、ニーズ等を踏まえ、既存事業の見直し・拡充や新たな事業の実施について検討していきます。

第5章 第2期障害児福祉計画

1 令和5（2023）年度における成果目標

（1）障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5（2023）年度末までにすべての市町村において、児童発達支援センターを設置することや保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた調整が必要とされています。これを踏まえ、以下のように目標値を定めます。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
児童発達支援センターの整備	令和2(2020)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置	令和5(2023)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	令和2(2020)年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	令和5(2023)年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築



■ 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の整備の目標値

項目		数値
児童発達支援センターの整備	令和元(2019)年度末時点の整備箇所数	0箇所
	【目標値】 令和5(2023)年度末までの整備箇所数	1箇所
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	令和元(2019)年度末時点の整備箇所数	0箇所
	【目標値】 令和5(2023)年度末までの整備箇所数	1箇所

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することが定められています。これを踏まえ、以下のように目標値を定めます。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和2(2020)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置	令和5(2023)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和2(2020)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置	令和5(2023)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置



■ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備の目標値

	項目	数値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和元(2019)年度末時点の整備箇所数	0箇所
	【目標値】 令和5(2023)年度末までの整備箇所数	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和元(2019)年度末時点の整備箇所数	0箇所
	【目標値】 令和5(2023)年度末までの整備箇所数	1箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが定められています。これを踏まえ、以下のように目標値を定めます。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	平成30(2018)年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置	令和5(2023)年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



■ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置の目標値

項目		数値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	令和元(2019)年度末時点の協議の場の数 0箇所
	【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5(2023)年度末までの協議の場の数 1箇所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	令和元(2019)年度末時点の配置数 0人
	【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5(2023)年度末までの配置数 1人

2 障害児支援の見込量と確保策

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

児童発達支援の利用日数が令和2（2020）年度に大きく減少すると見込まれていますが、障がい児の療育的支援のニーズを踏まえ、次の見込量を設定します。

■ 児童発達支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	24	17	3	15	15	15
利用人数	人	2	4	1	3	3	3

【見込量確保のための確保方策】

事業所の確保を図り、障がい児とその保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

② 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は利用実績や現状における利用希望者がいないため、サービス量は見込みません。

■ 医療型児童発達支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	0	0	0	0	0	0
利用人数	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための確保方策】

新規事業参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります。

③ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは利用日数・利用人数ともに増加傾向にあり、今後も利用ニーズの高まりが想定されることから、次の見込量を設定します。

■放課後等デイサービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	392	522	574	600	626	652
利用人数	人	22	30	34	36	38	40

【見込量確保のための確保方策】

利用者の増加が見込まれることから事業所の確保を図り、障がい児の放課後等の居場所の提供に努めます。

④ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は利用実績がありませんが、支援を必要とする人が利用できるよう、次の見込量を設定します。

■保育所等訪問支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	0	0	0	0	0	1
利用人数	人	0	0	0	0	0	1

【見込量確保のための確保方策】

新規事業参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は利用実績や現状における利用希望者がいないため、サービス量は見込みません。

■居宅訪問型児童発達支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
サービス量	人日分	0	0	0	0	0	0
利用人数	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための確保方策】

新規事業参入を促進し、サービス提供体制の確保を図ります。

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害児相談支援の利用人数は増加傾向にあり、今後も利用ニーズの高まりが想定されることから、次の見込量を設定します。

■ 障害児相談支援サービスの見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	人	2	5	8	10	12	14

【見込量確保のための確保方策】

障がいのある児童一人ひとりに応じたケアマネジメントの実施に努めるとともに、サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制整備を図ります。

(3) 医療的ケア児調整型コーディネーターの配置

① 医療的ケア児調整型コーディネーターの配置

医療的ケア児調整型コーディネーターについて、医療的ケア児のニーズ等を勘案し、次の見込量を設定します。

■ 医療的ケア児調整型コーディネーターの配置における見込量

区分	単位	実績		見込	見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
配置人数	人	0	0	0	0	0	1

【見込量確保のための確保方策】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置できる事業所の確保に努めます。

(4) 子ども・子育て支援

国の基本指針では、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障がい児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

本町では、以下のとおり見込量を設定し、子ども・子育て支援事業計画との整合性を保ちつつ、子育て支援施策との連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

■子ども・子育て支援に関する見込量

区分	単位	見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度
保育所、認定こども園、幼稚園	人	4	4	4
放課後児童クラブ	人日	8	8	8

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

『地域の絆を深め 障がいのある人もない人も共に安全で安心して暮らせる共生社会の実現』に向けて、障がいのある人や障害者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

このため、「広報しか」やホームページ等を活用して、本計画について広く町民に周知し、障がいのある人やその家族、並びに地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

2 きめ細やかな情報提供

国の動向にも注視し、新たな制度の施行や施策の変更の際には、その内容を速やかに周知するなど、きめ細やかな情報提供を行い、障がいのある人が新しい制度の下で円滑にサービスが利用できるよう努めます。

3 障がい者等の参加

各種の施策やサービスを効果的に実行するためにも、施策の内容や障害福祉サービスの提供体制等について、積極的な意見交換や聴取の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見や要望の把握に努めます。

4 関係機関等との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、志賀町社会福祉協議会をはじめ、地域住民やNPO、ボランティア、サービス提供事業者、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要です。

このため、こうした関係機関との連携を密にしながら、本計画の施策内容や実施方法等について意見交換を行い、本計画を具体化し、事業を推進していきます。

また、施策については、国や県の制度と関連する分野も多いため、それらの各機関との連携を図るとともに、今後の法制度の動向にも柔軟に対応します。

5 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、障がいのある人のニーズや障がいの程度に応じたきめ細やかで一貫したサービスを提供できるよう、庁内関係各課の緊密な連携を図り、一体となって各種施策を推進していきます。

6 計画の進行管理

本計画については、志賀町障害者計画策定委員会において、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進行管理を行います。

資料編

1 志賀町障害者計画策定委員会委員名簿

No.	選任区分		団体名称	役職	氏名
1	(1)	議会関係者	志賀町議会 教育民生常任委員会	委員長	林 一夫
2	(2)	保健・医療・ 社会福祉関係者	志賀町社会福祉協議会	課長補佐	寺尾 芳恵
3			社会福祉法人 はまなす会 特別養護老人ホームはまなす園	理事 施設長	酢谷 豊一
4			志賀訪問看護ステーション	管理者	寺井 眞美
5			志賀町障害支援区分認定審査会 委員	副委員長	藤田 隆司
6			志賀町障害支援区分認定審査会 委員	委員	木谷 昌平
7			民生児童委員協議会 障害福祉部会	部会長	青山 力男 ○
8			(3)	障害者福祉団体 関係者	志賀町心身障害者福祉協会
9	(4)	学識経験を有する者	志賀町教育委員会	教育長 職務代理者	高野 正人
10	(5)	行政機関の職員	能登中部保健センター 健康推進課	課長	福浦 浩美
11			七尾公共職業安定所 羽咋出張所	就職促進 指導官	木村 吉裕
12			志賀町健康福祉課	保健師	北口 恵利子
13	(6)	各前号に掲げるもの のほか、町長が必要と認める者	社会福祉法人 四恩会 インクルしか 学び舎あい	事務局長	山黒 修
14			(株)FUCHA COCO HOUSE@志賀町 JOY WORKZ@志賀町・すみれ	代表 取締役	太田 俊樹

◎委員長、○副委員長

志賀町 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行 志賀町 健康福祉課
住所 〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
連絡先 TEL：0767-32-9131
FAX：0767-32-0288
発行年月 令和3年3月
